

平成27年4月以降の障害児相談支援の推進に向けた取扱い(ポイント)

1. 障害児相談支援の業務量の分散化(障害児通所支援の更新時期の平準化)【平成27年度対応】

現状の課題等

- 障害児通所支援の3月更新者が、利用者全体の約32%
- 毎年2月～3月に計画相談の業務が集中

対応

- 障害児通所支援の更新時期を誕生日月で平準化
- 支給決定期間の調整期間中に、支給決定内容に変更がない場合は、支給決定期間調整後の更新に限った対応として、新たな利用計画案の提出を求めない

2. サービス種類の切り替え(児童発達支援→放課後等デイサービス)の柔軟な対応【平成27年度以降の対応】

現状の課題等

- 次年度に就学する児童発達支援の利用者については、支給決定期間の終期を3月31日とし、就学後も引き続きデイサービス利用を希望する場合は、4月1日から放課後等デイサービスにサービス種類の切り替えが必要
- 毎年3月更新者が増加し、2月～3月に計画相談の業務が集中

対応

- 就学後に放課後等デイサービスを利用する予定の利用者については、児童発達支援の支給決定時に併せて、放課後等デイサービスの支給決定を行う
- 上記の場合、利用計画案(週間計画表)のみ「就学前用」と「就学後用」の2種類作成

障害児通所支援の支給決定期間終了月の状況について

終了月	乳幼児		就学児		合計	
	対象者数	率	対象者数	率	対象者数	率
1月	22	2.6%	147	6.4%	169	5.4%
2月	27	3.2%	184	8.0%	211	6.7%
3月	568	66.4%	448	19.6%	1,016	52.3%
4月	17	2.0%	152	6.6%	169	5.4%
5月	15	1.8%	153	6.7%	168	5.3%
6月	30	3.5%	185	8.1%	215	6.8%
7月	34	4.0%	190	8.3%	224	7.1%
8月	35	4.1%	166	7.2%	201	6.4%
9月	23	2.7%	185	8.1%	208	6.6%
10月	34	4.0%	171	7.5%	205	6.5%
11月	28	3.3%	159	6.9%	187	5.9%
12月	22	2.6%	151	6.6%	173	5.5%
合計	855	100.0%	2,291	100.0%	3,146	100.0%

障害児通所支援の支給決定終了月が3月末の利用者を誕生日月で平準化を行った場合

終了月	乳幼児		就学児		合計	
	対象者数	率	対象者数	率	対象者数	率
1月	72	8.4%	188	8.2%	260	8.3%
2月	76	8.9%	202	8.8%	278	8.8%
3月	43	5.0%	100	4.4%	143	4.5%
4月	73	8.5%	188	8.2%	261	8.3%
5月	51	6.0%	181	7.9%	232	7.4%
6月	74	8.7%	222	9.7%	296	9.4%
7月	87	10.2%	221	9.6%	308	9.8%
8月	78	9.1%	196	8.6%	274	8.7%
9月	76	8.9%	223	9.7%	299	9.5%
10月	84	9.8%	200	8.7%	284	9.0%
11月	72	8.4%	193	8.4%	265	8.4%
12月	69	8.1%	177	7.7%	246	7.8%
合計	855	100.0%	2,291	100.0%	3,146	100.0%

障害児通所支援の支給決定期間の終期が平成 27 年 3 月 31 日の利用者に対する支給決定等の更新手続きについて

1 趣旨

平成 24 年 4 月に施行された児童福祉法の改正により、平成 27 年 4 月以降は、障害児通所支援の支給決定を行う際に、全ての申請者に対して障害児支援利用計画案（以下、「利用計画案」）の提出を求める必要があるが、障害児通所支援の支給決定期間の更新時期が 3 月に集中しているため、更新時期の平準化により障害児相談支援の業務量の分散化を図るもの。

2 障害児通所支援の支給決定期間の更新時期に関する平準化について

(1) 対象者

下記の(ア)～(エ)のいずれにもあてはまる障害児通所支援の更新申請者

(ア) 支給決定期間の終期が平成 27 年 3 月 31 日

(イ) 誕生日が 3 月（3 月 1 日を除く）又は誕生日が 4 月 1 日以外の者

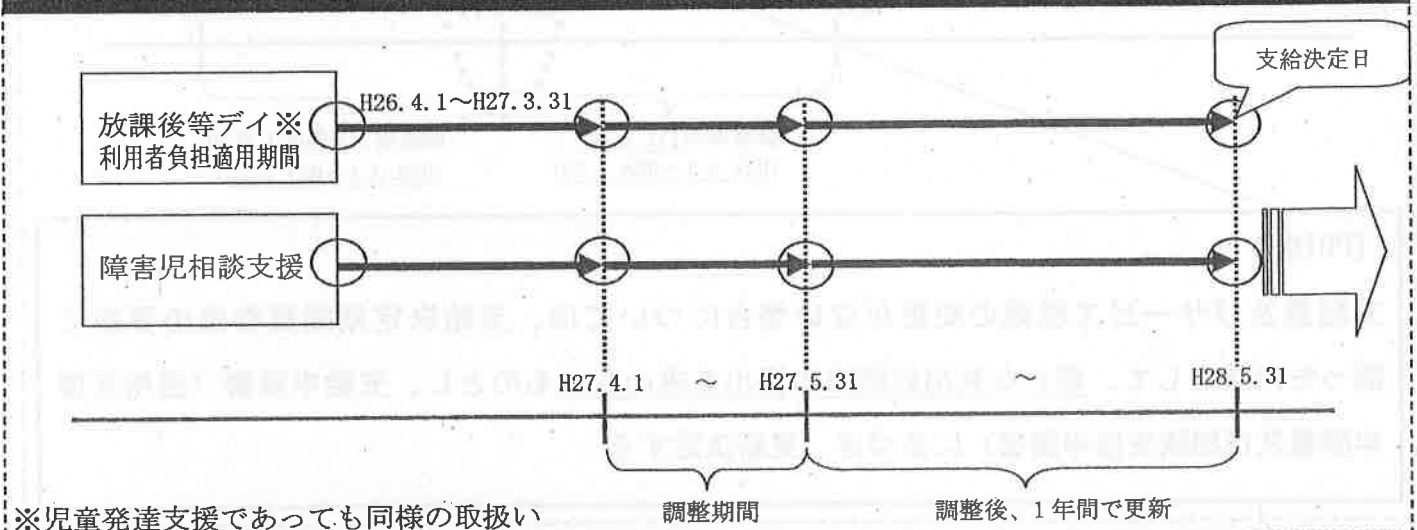
(ウ) 平成 27 年度児童発達支援センター利用児童以外の者

(エ) セルフプラン以外の者

(2) 平準化の方法

平成 27 年 4 月 1 日更新時の障害児通所支援及び障害児相談支援の支給決定期間については、原則として、誕生日の属する月の末日（誕生日が月の初日である場合は、誕生日の前月末日）とする。ただし、複数障害児で支給決定期間を調整しているなど誕生日による平準化をすることが相応しくない場合は、その他の支給決定期間で設定することも可能である。

例 誕生日が 5 月 5 日の利用者に対し、利用計画案に基づく平成 27 年 4 月 1 日以降の支給決定の更新を行う場合



(3) 平準化に伴う利用計画案の取扱い

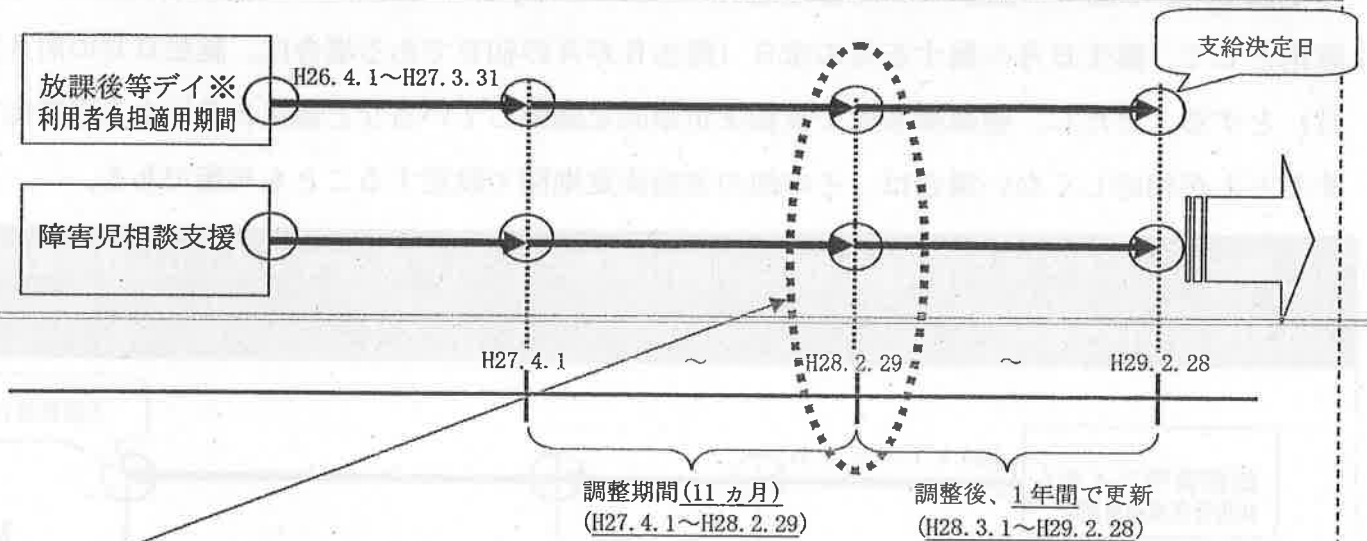
誕生日月による支給決定期間の調整を行うことにより、通常1年間の支給決定期間が短くなるため、調整期間中に支給量及びサービス種類の変更がない場合については、支給決定期間調整後の更新に限った対応として、新たな利用計画案の提出を求めないものとする。

なお、利用者が新たな利用計画案の作成を希望する場合に、当該利用者に対して障害児支援利用援助（利用計画案等の作成）を提供することが可能な場合には、障害児支援利用援助費（利用計画案等の作成にかかる給付費）の対象とすることは可能である。

支給量又はサービス種類の変更の有無	新たな利用計画案の提出依頼
無し	新たな利用計画案の提出を求めず、支給申請書に基づき支給決定（更新）
有り	新たな利用計画案の提出を求め、利用計画案及び支給申請書に基づき支給決定（更新）

※ 障害児通所支援、障害福祉サービスのみ

例 誕生日が2月5日の利用者に対し、利用計画案に基づく平成27年4月1日以降の支給決定の更新を行う場合



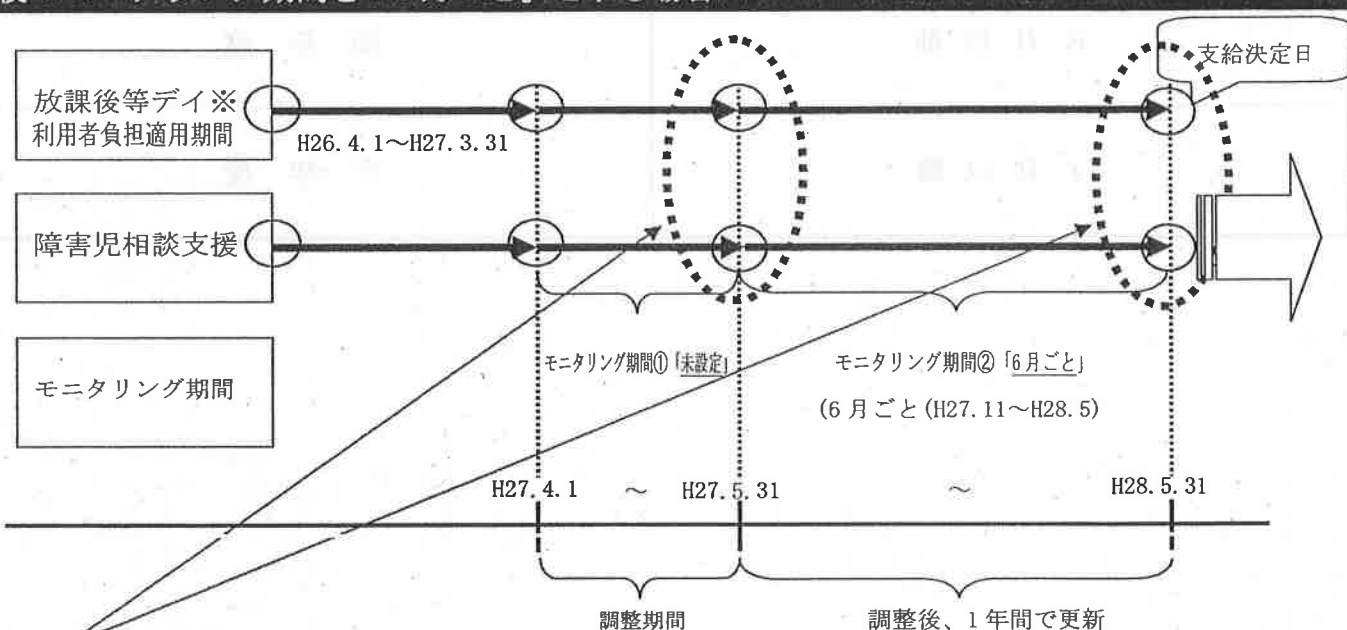
【POINT】

支給量及びサービス種類の変更がない場合については、支給決定期間調整後の更新に限った対応として、新たな利用計画案の提出を求めないものとし、支給申請書（通所支援申請書及び相談支援申請書）に基づき、更新決定する

(4) 平準化に伴うモニタリング期間の開始月と終期月の取扱い

モニタリング期間の設定については、支給決定期間ごとに設定する。また、支給決定の有効期間の終了月においては、モニタリングを実施することを前提に、モニタリング期間を勘案して設定する。ただし、平準化に伴い一時的に支給決定期間が短くなることから、調整期間中については、モニタリング期間を設定しない（「未設定」で受給者証を発行）ことができるものとする。この場合、指定障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画案に記載された「モニタリング期間（開始月）」及び「評価時期」等を勘案し、設定する。

例 誕生日が5月5日の利用者について、調整期間中のモニタリング期間を「未設定」、調整後のモニタリング期間を「6月ごと」とする場合



【POINT】

- 支給決定期間ごとにモニタリングを設定し、有効期間の終了月は、原則モニタリングを実施することを前提に期間を設定する
- 例外として、調整期間中にモニタリングを実施する必要性がない場合は、「未設定」で受給者証を発行する

【参考】

区分	調整期間中	調整後
通所及び相談支援給付費の支給期間	平成27年4月1日～平成27年5月31日	平成27年6月1日～平成28年5月31日
受給者証のモニタリング期間	未設定	6月ごと (平成27年11月～平成28年5月)
モニタリングの実施月	未実施	平成27年11月→平成28年5月

(5) 平準化に伴う事務手続きの簡素化

利用者によっては、平準化により短期間で更新手続きが必要になることから、誕生日月で支給決定期間を調整する際に、更新時の申請書を併せて受け付けることも可能である。

また、更新時の課税年度が変わらない場合（4月2日から6月1日誕生日の利用者）は、有効期間の異なる2枚の受給者証を一括して作成し、対象者あて送付することも可能である。

【参考：利用者負担上限月額額の適用期間】

利用者負担適用期間の始期	所得区分判定時の課税年度
6月以前	前年度
7月以降	今年度

児童発達支援から放課後等デイサービスへのサービス種類の切り替えについて

1 趣旨

平成 24 年 4 月に施行された児童福祉法の改正により、平成 27 年 4 月以降は、障害児通所支援の支給決定を行う際に、全ての申請者に対して障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされた。本市は、国の経過措置に基づき、平成 25 年 7 月から段階的に対象者を拡充してきたところであるが、平成 27 年 4 月以降さらに障害児相談支援を安定的に推進するため、次の点について取扱いを変更するもの。

2 児童発達支援から放課後等デイサービスへのサービス種類の切り替えの柔軟な対応

次年度に就学する児童発達支援の利用者（以下、「就学予定児童」）については、児童発達支援の支給決定期間の終期を 3 月 31 日とする必要があるため、他の月に比べて 4 月 1 日更新の利用者が多くなる。そのため、就学後に放課後等デイサービスの利用を希望する就学予定児童については、児童発達支援から放課後等デイサービスに切り替える際に下記のとおり取扱う。

(1) 児童発達支援の支給決定期間の終期が 3 月 31 日の就学予定児童

資料 2-2 「障害児通所支援の支給決定期間の終期が平成 27 年 3 月 31 日の利用者に対する支給決定等の更新手続きについて」と同様の方法で、放課後等デイサービスの支給決定期間を 4 月 1 日から誕生日月による調整を行う。

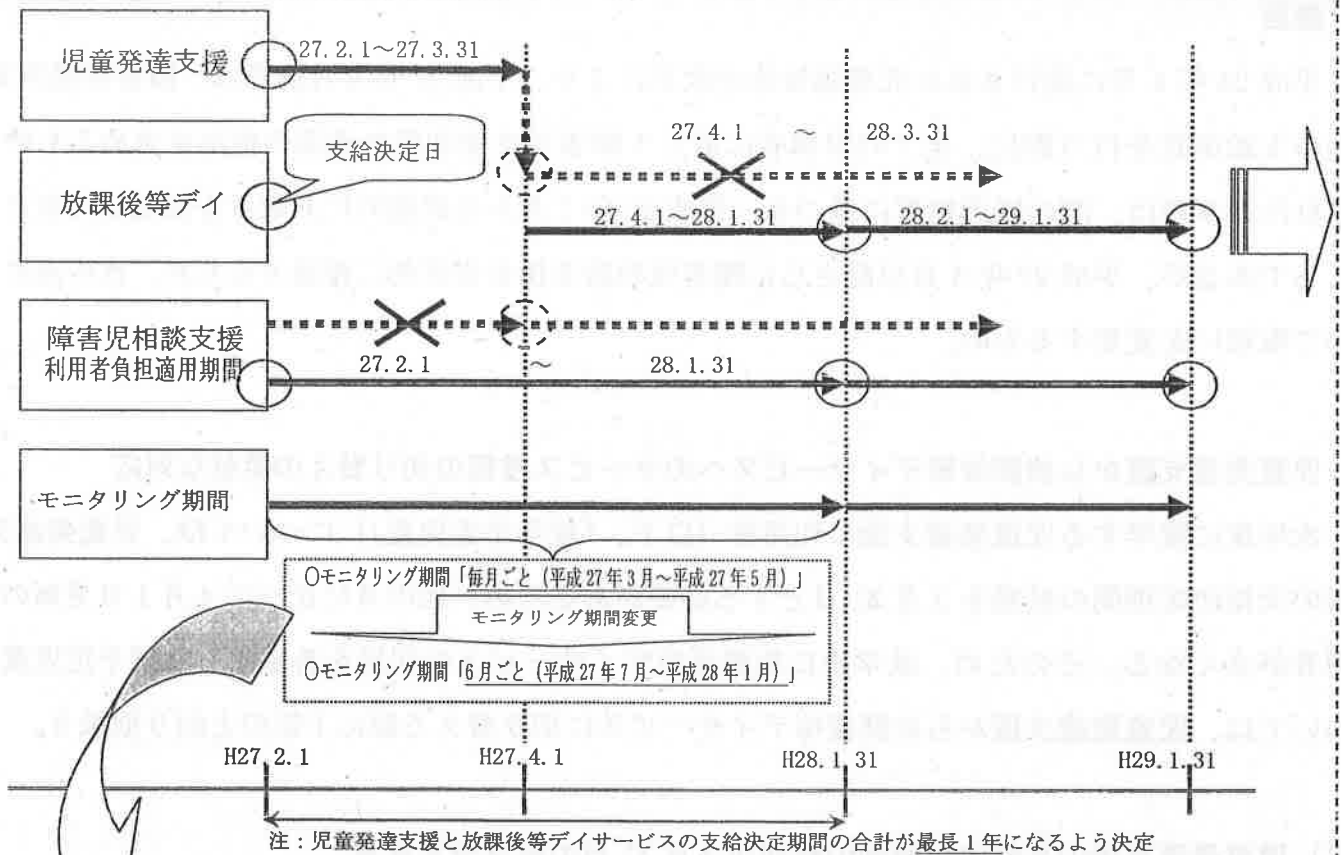
(2) その他の就学予定児童

児童発達支援の新規又は更新申請の際に、平成 27 年 4 月 1 日を支給開始日とする放課後等デイサービスを同時に支給決定する。なお、放課後等デイサービスの支給決定期間については、児童発達支援の支給期間との合計が最長 1 年（支給開始日が月の初日である場合を除き、属する月の末日までを加えた期間）になるよう決定する。

この場合、障害児通所給付費支給申請書は 1 枚とし、申請種類チェック欄に、児童発達支援と放課後等デイサービス両方にチェックする。

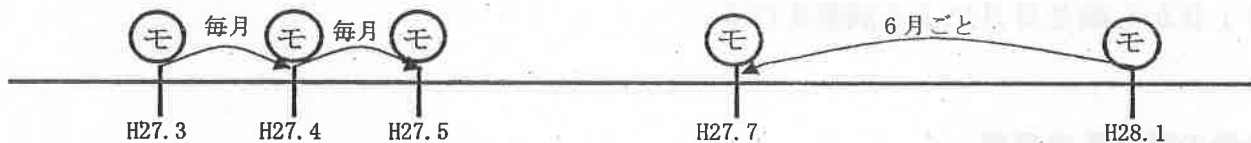
また、利用計画案及び本計画の作成についても、週間計画表を「就学前用」と「就学後用」の 2 種類作成することを条件として 1 枚でも可能とする。

例 平成 27 年 2 月 1 日を支給開始日とする児童発達支援の支給決定（新規）と併せて、平成 27 年 4 月 1 日を支給開始日とする放課後等デイサービスの支給決定を行う場合（モニタリング毎月（3 月間））



【モニタリングの実施月】

○平成 27 年 3 月→4 月→5 月（期間変更）→7 月→平成 28 年 1 月



【POINT】

- 通所支援の支給申請書は 1 枚とし、申請種類チェック欄に児発と放デイの両方チェック
- 児発と放デイの支給決定期間の合計が最長 1 年になるよう決定（相談支援の支給決定期間にいても最長 1 年で決定）
- 利用計画案及び本計画は、週間計画表のみ 2 種類（「就学前用」及び「就学後用」）作成
- モニタリング期間については、相談支援の支給決定期間を基準に期間設定
- セルフプランの利用者についても週間計画表を 2 種類作成することを条件に同様の取扱いを認める

障害児相談支援支給決定者(計画)作成者の状況(平成27年3月1日現在)

区分	第1ステージ 乳幼児期 (0歳児～6歳児)		第2ステージ 小学校 (7歳児～9歳児)		第3ステージ 小学校 (10歳児～12歳児)		第4ステージ 中学校 (13歳児～15歳児)		第5ステージ 高校 (16歳児以上)		計
千種区	46 (45)	21 (16)	16 (10)	13 (4)	8 (1)	104 (76)					
東区	8 (7)	0 (0)	2 (0)	5 (0)	2 (0)	17 (7)					
北区	29 (28)	17 (12)	11 (2)	27 (2)	10 (0)	94 (44)					
西区	18 (16)	4 (3)	5 (1)	8 (0)	3 (0)	38 (20)					
中村区	15 (14)	15 (7)	16 (0)	9 (0)	11 (0)	66 (21)					
中区	17 (15)	11 (5)	3 (1)	2 (0)	5 (0)	38 (21)					
昭和区	21 (21)	13 (7)	5 (0)	11 (0)	5 (0)	55 (28)					
瑞穂区	28 (24)	16 (5)	21 (1)	21 (1)	7 (0)	93 (31)					
熱田区	23 (21)	11 (3)	8 (0)	7 (0)	4 (0)	53 (24)					
中川区	57 (39)	38 (17)	31 (1)	41 (0)	28 (0)	195 (57)					
港区	40 (35)	42 (19)	33 (2)	34 (1)	23 (0)	172 (57)					
南区	33 (30)	19 (10)	7 (0)	10 (0)	14 (0)	83 (40)					
守山区	59 (57)	32 (29)	23 (8)	23 (3)	9 (1)	146 (98)					
緑区	116 (103)	53 (20)	49 (13)	38 (3)	15 (1)	271 (140)					
名東区	69 (68)	36 (31)	17 (7)	28 (7)	7 (1)	157 (114)					
天白区	18 (18)	21 (14)	18 (8)	22 (4)	4 (2)	83 (46)					
計	597 (541)	349 (198)	265 (54)	299 (25)	155 (6)	1,665 (824)					

※カッコ内は、地域療育センター、児童発達支援センター、あけぼの学園が作成した件数を再掲

障害児相談支援支給決定者(計画)作成者の状況(平成27年3月1日現在)

区分	第1ステージ 乳幼児期 (0歳児～6歳児)		第2ステージ 小学校 (7歳児～9歳児)		第3ステージ 小学校 (10歳児～12歳児)		第4ステージ 中学校 (13歳児～15歳児)		第5ステージ 高校 (16歳児以上)		計
あけぼの学園	0	5	21	12	4	42					
中央療育センター	114	45	6	4	0	169					
北部地域療育センター	49	18	2	2	0	71					
西部地域療育センター	79	38	3	1	0	121					
南部地域療育センター	106	29	0	0	0	135					
さわらび園	51	24	14	4	2	95					
東部地域療育センター(発達センターちよた)	81	31	8	2	0	122					
発達センターあつた	61	8	0	0	0	69					
計	541	198	54	25	6	824					

各地域療育センター担当エリア別指定相談支援事業所数(平成27年3月1日現在)

地域療育センター担当エリア	区	指定障害児相談支援事業所数※1 (①)	相談支援対象児童数 (支給決定数)※2 (②)	指定障害児相談支援事業所数と 相談支援対象児童数の比較 (②/①)	指定障害児通所支援 事業所数※3
中央エリア (中央療育センター・あけぼの学園)	中区	5	63	12	3
	昭和区	9	137	15	15
	瑞穂区	4	153	38	10
	天白区	6	228	38	12
	小計	24	581	24	40
東部エリア (発達センターちよだ・さわらび園)	千種区	2	228	114	9
	守山区	10	338	33	19
	名東区	5	281	56	11
	小計	17	847	49	39
西部エリア (西部地域療育センター)	中村区	5	132	26	8
	中川区	8	346	43	15
	港区	9	218	24	5
	小計	22	696	31	28
北部エリア (北部地域療育センター)	東区	4	58	14	4
	北区	6	217	36	11
	西区	8	142	17	11
	小計	18	417	23	26
南部エリア (南部地域療育センター・発達センターあつた)	熱田区	4	86	21	11
	南区	9	159	17	13
	緑区	6	395	65	22
	小計	19	640	33	46
合計		100	3,181	31	179

※1 障害者基幹相談支援センター、中央地域療育センター、地域療育センター、児童発達支援センターを除く

※2 平成27年3月19日基準の障害児通所支援支給決定者数

※3 指定保育所等訪問支援事業所を除く